

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和3年7月9日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県工業技術研究所長 杉山 直人

2 担当部局

〒421-1298 静岡県静岡市葵区牧ヶ谷2078番地

静岡県工業技術研究所総務課

電話番号 054-278-3023

3 入札に付する事項

(1) 入札番号

第10号

(2) 業務名

令和3年度工業技術研究所産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託

(3) 履行期間

令和3年7月30日から令和4年3月31日

(4) 契約締結日

令和3年7月30日

(5) 業務場所

静岡県工業技術研究所 静岡市葵区牧ヶ谷2078番地

(6) 業務概要

静岡県工業技術研究所から排出する次の産業廃棄物（石綿及びベリリウム含有部品処分、蛍光灯処分並びに第一種フロンガスの回収を含む）の収集運搬処分業務

ア 電子線マイクロアナライザー（EPMA8705）

イ X線回折装置（XD-D1）

4 入札に参加するものに必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てが成されている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでに

において同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

(4) 産業廃棄物処理において、廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、金属くず(石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、及びガラスくず・陶磁器くず(石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。))について、静岡市から処分場までの運搬区間に係る収集運搬業許可を有していること。

(5) 産業廃棄物処理において、廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、金属くず(石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、及びガラスくず・陶磁器くず(石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。))について、処分業許可(中間処理又は最終処理)を自ら有する者又は当該許可を有する者へ当該産業廃棄物を搬入できる者であること。当該許可に石綿含有廃棄物処理が含まれていない場合は、管轄する都道府県知事等から石綿使用機器の廃棄物処理が承認されていること。

(6) ベリリウム含有部品処理において、作業の指揮監督を特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者に任せることができる者又はその者にベリリウム含有部品を搬入できる者であること。

(7) 静岡県第一種フロン類ガス充填回収業者登録簿に登録済の者であること。登録が無い場合は、契約後に、フロン排出抑制法工程管理票にて、充填回収業者への搬入が確認できること。

(8) 過去2か年の間に国・地方公共団体等と産業廃棄物の収集・運搬又は処分の数回以上の契約実績があること。

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和3年7月9日(金)から令和3年7月20日(火)までの日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無料で直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を直接持参すること。

(1) 提出期間

令和3年7月9日(金)から令和3年7月20日(火)まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 産業廃棄物処理において、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）及びガラスくず・陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）について、静岡市から処分場までの運搬区間に係る収集運搬業許可の写し

ウ 産業廃棄物処理において、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）及びガラスくず・陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）について、処分業許可（中間処理又は最終処理）の写し又は当該処分業許可を有する者へ当該品目を搬入する場合は搬入先の処分場設置者が有する処分業許可証の写し及び今回の受入に係る見積書の写し（当該許可に石綿含有廃棄物処理が含まれてない場合は、管轄する都道府県知事等から石綿使用機器の廃棄物処理が承認されている承認書等の写し）

エ 処分業者が所有する特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了証の写し

オ 静岡県第一種フロン類ガス充填回収業者登録簿に登録済であることを証するものの写し（登録が無い場合は、フロン排出抑制法工程管理票にて、委託者が充填回収業者への搬入が確認できる旨の誓約書を提出する）

カ 過去2か年の間の国・地方公共団体等との産業廃棄物の収集・運搬又は処分の数回以上の契約実績一覧

(3) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和3年7月29日（木）午後1時30分

(2) 入札の場所

〒421-1298 静岡県静岡市葵区牧ヶ谷2078番地

静岡県工業技術研究所 研修棟1階 講堂

(3) 入札方法

総価による。郵送または電送による入札は認めない。入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除。ただし落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金をただちに

支払わなくてはならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、静岡県工業技術研究所総務課総務班（電話054-278-3023）とする。

(3) 詳細は入札説明書による。